

## 【事案 22-125】 年金支払時期変更請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集時及び年金支払開始日以前に年金支払開始日の変更ができることの説明があれば、所得税の発生を防げたとして、年金支払開始日の変更を求め申し立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 3 年に個人年金保険に加入し、60 歳の年金支払開始日（平成 21 年 11 月）から年金を受け取ったが、その当時他に所得があったため、総合課税の結果、年金受取りに対し所得税が発生してしまった。

募集時や年金支払開始日以前に年金開始日の変更ができることの説明があれば、年金開始を遅らせ、所得税の発生を防げた。保険会社に説明義務違反があることから、下記事項につき対応してほしい。

- (1)年金開始を 60 歳から 65 歳に変更すること
- (2)変更が遅滞した場合には年金受取によって生じた所得税相当額を支払うこと
- (3)変更しない場合には、毎年の年金に対応する額の所得税を賠償すること

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)保険契約の主要な内容・仕組みに関し一般的に説明義務はあるが、当社の承諾を得て年金開始日を変更することができる点は、保険契約の主要な内容・仕組みとはなっておらず、それを説明する義務について、損害賠償責任はない。
- (2)申立人が当社相談窓口において節税対策を相談した事実はない。申立人が当社に質問したのは、年金受取時の税金であり、これについては雑所得となり所得税が課せられること、既払保険料は必要経費として控除できること等について説明している。
- (3)節税対策になるか否かは、現在の収支、今後の収支、税法等を総合的に考慮しながら判断せざるを得ない。節税対策については、自ら費用を負担し税務の専門家である税理士に相談するべきである。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき、審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認めることはできないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### 1. 申立人の主張の法律的根拠

下記のとおり、本件では既に年金支払開始日が経過しており、年金開始日を申立人が変更することを求める権利はなく、変更を前提とする請求は法律上の根拠がなく認められない。

- (1)保険契約は、約款により契約者の権利が定められており、契約内容の変更は約款に定

めがあり、その規定する要件に合致する場合に限り、変更を保険会社に求めることができるが、本件保険約款では年金支払開始日以降の変更は認められていない。

(2)また、法律も無効または取消等契約の全部または一部の効力を失わせる規定はあるが、契約内容を変更する権利を認める規定は、保険契約に適用される法律にはない。

## 2. 損害賠償について

### (1)契約締結時の説明

①契約の重要事項、すなわち一般の人が契約を締結する意思を形成するにあたり特に必要な事項については説明する義務を負っている。但し、その説明義務を果たす行為として、特に重要な事項は、募集人による募集の場合は口頭で行う必要があるが、これに至らないものは、契約者がその事項を認識できるように文書で説明をすれば足りる。年金支払開始日の事後的変更権は、契約意思を決するにあたり特に重要な事項とは言えないので、文書をもって説明すれば足りる。

②「ご契約のしおり一定款・約款」は、契約申込みにあたり交付される書類であり、年金支払開始日の変更ができる旨の記載があり、そこで引用されている約款規定は、一般人が一読して了解できる文言で記載されているから、これにより説明義務を果たしたと言える。

### (2) 契約継続中の説明

①契約時に説明されている事項は、原則として契約後に繰り返し説明するまでの法的義務はない。従って、積極的に誤った説明をした場合は別であるが、単に説明しなかったというのみでは、法的義務に違反したことにはならない。

②なお、申立人は保険会社の相談窓口において節税対策を相談したと主張するが、相手方会社はこれを否定しており、相談した事実を認定することはできない。仮に相談したとしても、税務に関し相手方がこれを回答すべき法的責任までは認められない。

③したがって、相手方会社が契約継続中の年金支払開始前に開始日を変更できることを申立人に説明しなかったとしても、不法行為または債務不履行とはならず、申立人は賠償請求をすることはできない。